

発明者への実施補償金等、実施料所得の配分について

学校法人日本医科大学知的財産取扱規程第21条に規定する実施補償金等について、その運用基準を以下のとおり定める。

1. (定義)

- イ. 実施補償金とは、特許法第35条第3項に定める対価を意味する。
- ロ. 実施料収入とは、本法人が自己の知的財産権又は第三者と共有する知的財産権につき、共有の相手方が実施して又は第三者に実施許諾等をして得られる一時金及びランニングロイヤリティー等の収入をいう。
- ハ. 直接経費とは、知的財産権の出願、維持・管理、技術移転等に要した費用をいう。
- ニ. 本法人購入分実施料とは、実施料収入のうち、本法人が購入した実施製品に係る実施料をいう。
- ホ. 部署とは、所属内に設置されている講座、教室、診療科、部等をいう。

2. (発明者への実施補償金)

発明者への実施補償金は、当該年度実施料収入から直接経費及び本法人購入分実施料を控除した金額に50%を乗じて算出される金額を支払う。

3. (部署への配分)

- イ. 部署への配分額は、当該年度実施料収入から直接経費及び本法人購入分実施料を控除した金額に20%を乗じて算出される金額とし、これを「研究助成費」として発明者が指定した部署に予算貼り付けする。
- ロ. 配分する部署及び配分額は、発明者が（複数の場合は相談の上）指定して所定の様式にて理事長に届け出るものとする。
- ハ. 知財センター事務室は所定の「連絡票」を用いて配分する部署及び配分額を資材課へ連絡する。

4. (残金の取り扱い)

当該年度実施料収入から発明者への実施補償金及び部署への配分額を控除した残金については、法人の帰属収入とする。

附 則

この運用基準は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。